第1号議案

中央防災無線の導入等について

(案)

本機関は、災害対策基本法に基づく指定公共機関に指定されており、国が災害時の情報収集、共有のために整備する中央防災無線網の設置対象となっている。

今般、内閣府、建物所有者の東京電力パワーグリッド株式会社、建物管理者の株式会社 アット東京との事前協議が整ったことから、以下のとおり必要な協定等を締結し、中央防 災無線網に係る無線装置その他の関連設備の導入を進めることとする。

また、本設備に関して、総務部業務グループマネージャーをシステム管理者に選任するとともに、本設備については、情報セキュリティ対策規程に基づく重要システムと位置付ける必要があることから、別紙5のとおり、情報システム導入及び運用計画を定めることとする。

1. 導入する設備

- (1)「電力広域局」無線装置
 - 送受信装置
 - ・空中線装置(アンテナ)
- (2) 端末装置
 - 電話機
 - ・模写電送装置(ファクシミリ)

2. 締結する協定書等

	内容	締結先	締結文書
ア	中央防災無線局の開設等に関する協定書	内閣府	別紙 1
イ	アンテナ等の設置に関する賃貸借契約	東京電力パワーグリッド株式会社	別紙 2
ウ	通信線等敷設のための空間占有利用契約	株式会社アット東京	別紙3
工	設備保安に関する確認書	東京電力パワーグリッド株式会社、 株式会社アット東京	別紙 4

3. 費用関係

上記ア なし

上記イ 月額 円(税抜)

上記ウ 初期費用 円(同) 、月額 円(同)

上記エ なし

4. スケジュール

契約締結 準備完了次第

賃貸借、設備利用等の開始 平成29年3月14日

以上

電力広域的運営推進機関

【添付資料】

別紙1:国との協定書 別紙2:賃貸借契約書

別紙3:空間占有利用契約書

別紙4:保安確認書

別紙5:情報システム導入及び運用計画